

議案第 49 号

太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 8月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市手数料条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の16の項を削り、同表の17の項を同表の16の項とし、同表の18の項から48の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市手数料条例の規定は、令和3年9月1日から適用する。